第 151 号　令和７年（2025 年）１月

留萌家畜衛生だより

北海道留萌家畜保健衛生所
〒098－3217
天塩郡幌延町元町６番の５
電　話：01632-5-1226
ＦＡＸ：01632-5-1165

1 高病原性鳥インフルエンザについて
2 豚熱について
3 口蹄疫、アフリカ豚熱について
4 国内でのランピースキン病の発生について
5 令和６年度　予防事業成績
6 令和６年次　監視伝染病の発生状況（留萌・全道）
7 令和６年度　市場上場牛等のヨーネ病検査日程
8 令和６年度　防疫演習の実施報告
9 第 72 回家畜保健衛生業績発表会
10 飼養衛生管理基準（定期報告）のお知らせ
11 令和６年度留萌ＢＳＥ検査室　検査状況について

１　高病原性鳥インフルエンザについて

令和６年（2024 年）10 月 17 日に北海道厚真町の養鶏場で今シーズン初となる発生が確認されて以降、年明けから過去にないほどの勢いで発生が継続しています。また、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス陽性事例も継続的に確認されています。

道内では、これから北へ帰る渡り鳥の飛来が本格化し、本病の発生リスクが高まることが想定されます。飼養衛生管理基準の遵守徹底を継続して発生防止に努めるとともに、飼養家きんに死亡羽数の増加等の異状があった際は、速やかに家畜保健衛生所にご連絡ください。

本病に関する最新の情報は、鳥インフルエンザに関する情報：農林水産省（maff.go.jp）をご覧ください。

【令和６年度　道内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況】

	地域	疑似患畜判定日	用途	羽数（約）	亜型
1	厚真町	令和６年 10 月 17 日	肉用鶏	2.0 万羽	Ｈ５Ｎ１
2	旭川市	令和６年 11 月 12 日	採卵鶏	4.4 万羽	Ｈ５Ｎ１

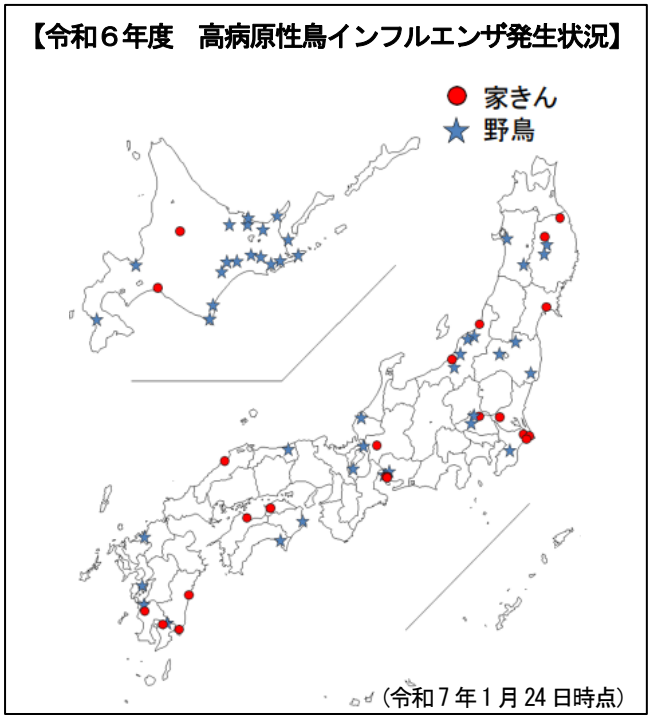

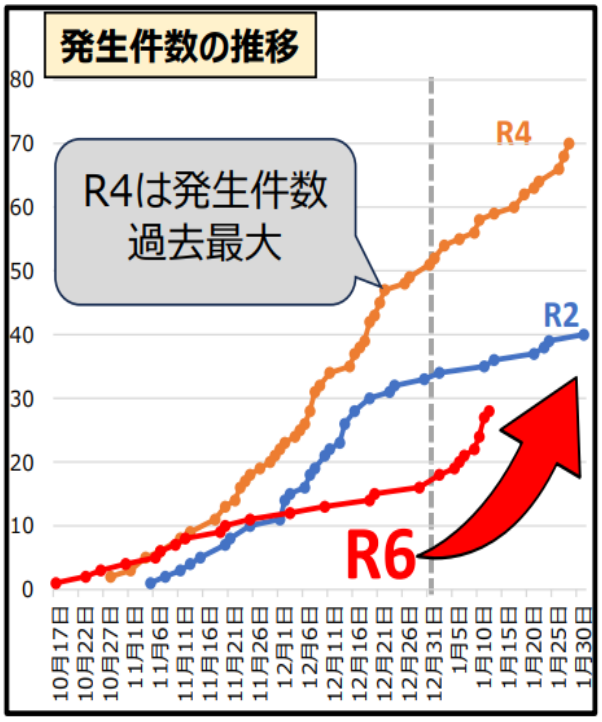

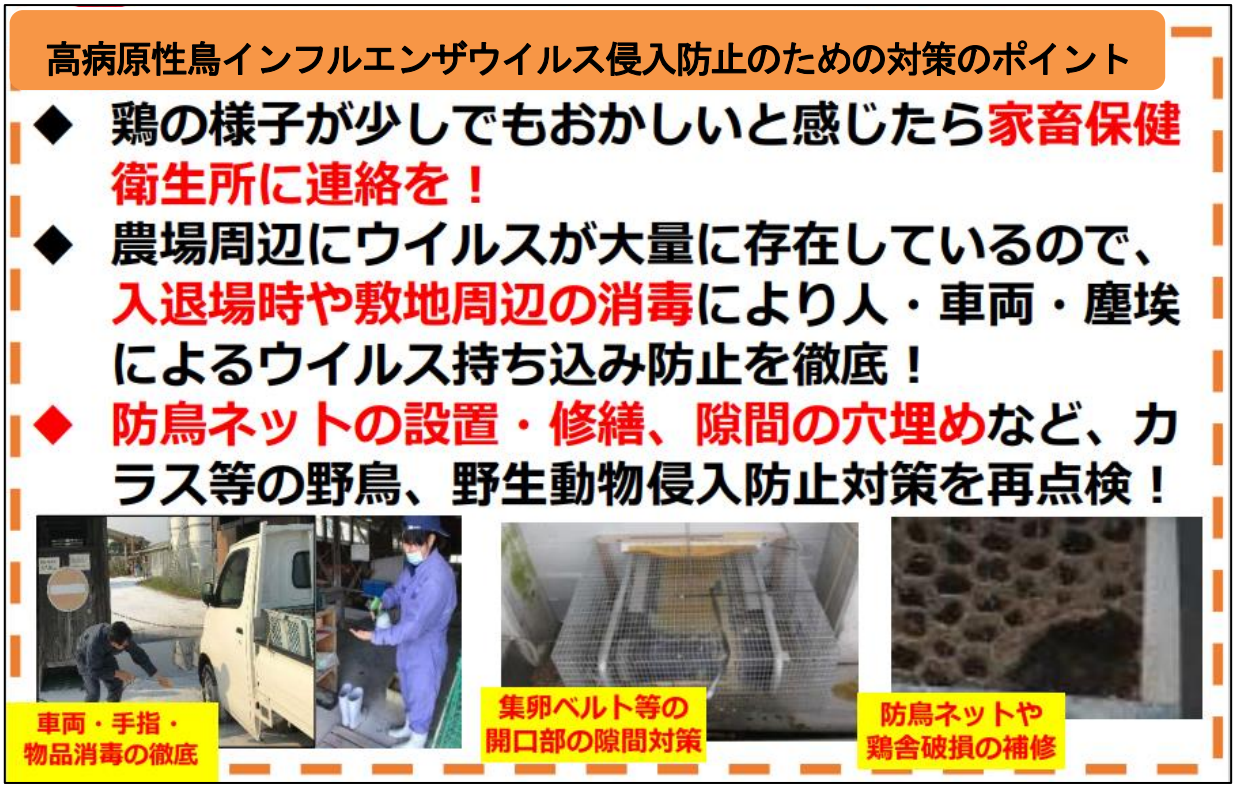

２　豚熱について

豚熱は、豚熱ウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品との接触等により感染が拡大します。

平成 30 年(2018 年)に国内で発生が確認されて以降、現在までに 23 都県 95 事例（防疫措置：170 農場，６関連施設（最終発生：令和７年(2025 年) １月 23 日、群馬県））の発生が確認されています。

現在、北海道を除く全都府県が豚熱ワクチンの接種推奨地域に指定され、道内へのワクチン接種地域からの豚や精液等の導入は制限されていますので、事前に導入元の確認をお願いします。

３　口蹄疫、アフリカ豚熱について

（１）口蹄疫

口蹄疫は、偶蹄類家畜（牛・豚・めん羊・山羊等）や野生動物（鹿等）が感染し、伝播力が非常に強い悪性の伝染病です。

国内における口蹄疫の発生は、平成 22 年(2010 年)以降ありませんが、近隣諸国では継続的に発生が続いており、人の移動が活発になっていることから、国内への侵入のリスクは依然として高い状況です。

発生（侵入）防止とまん延防止の観点から、今一度、関係者以外の立入制限や消毒体制の維持等の飼養衛生管理基準の徹底や早期摘発のための監視の強化に万全を期してください。

本病に関する最新の情報については、口蹄疫に関する情報：農林水産省（maff.go.jp）で随時提供されますので、情報把握にご活用ください。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

（２）アフリカ豚熱

アフリカ豚熱ウイルスにより起こる豚・イノシシの伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い疾病で、本病に有効なワクチンや治療法はありません。

感染畜等との接触やダニの媒介により感染する他、本病ウイルスに汚染された十分に加熱されていない肉及び肉製品を豚が食べることによっても感染します。

平成 30 年（2018 年）に中国においてアジア初の発生以降、アジア全域に感染が拡大しています。特に、韓国では 2019 年９月の発生確認以来、飼養豚及び野生イノシシで、徐々に感染が拡大し、日本との定期航路のある港や空港付近で野生イノシシの感染が連続して確認されており、本病ウイルスの国内への侵入リスクが高まっています。

４　国内でのランピースキン病の発生について

ランピースキン病は、ランピースキン病ウイルスによって起こる牛や水牛の病気です。

令和６年（2024 年）11 月６日、福岡県の２農場で、国内初となるランピースキン病の発生が確認されました。令和７年（2025 年）１月 17 日までに、福岡県 19 例、熊本県３例の計 22 例の発生を確認し、疑症牛を含めて、国内では累計 229 頭の発症を確認しましたが、自主淘汰等を進め、現在の発症頭数は０頭となっています。

本病は、主に、蚊、ハエ、ダニ等の媒介による機械的伝播や、感染した動物の移動により感染が拡大し、発症した牛は、全身の皮膚の結節や水腫、発熱、泌乳量の減少等の症状を呈し、生産性に影響します。また、本病は、届出伝染病に指定されており、発症牛の早期発見、隔離、移動の自粛、ワクチン接種等の総合的な防疫対策によって、発生及び感染拡大を防止することが重要となりますので、本病が疑われる場合は、家畜保健衛生所にご連絡ください。

結節（全身性）

結節

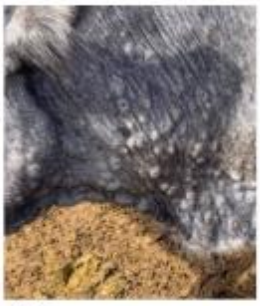

結節

本病に関する最新の情報については、ランピースキン病に関する情報：農林水産省<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/lsd.html>でご覧いただけますので、情報把握にご活用ください。

５　令和６年度　予防事業成績

令和６年度の家畜伝染病予防法第５条に基づく検査を下記表のとおり実施し、牛ヨーネ病の検査において１戸１頭で発生が確認されました。

検査にご協力いただきました市町村の飼養者並びに関係機関の皆様に感謝いたします。

検査の種類	対象家畜	市町村	実施時期	検査頭群数	検査結果
牛のヨーネ病	乳用牛 肉用牛	遠別町	５月	２　戸　163　頭	全頭陰性
		羽幌町	５月	４　戸　144　頭	全頭陰性
		天塩町	11月～12月	23　戸　1,245　頭	1戸1頭陽性
牛の伝達性海綿状脳症	死亡牛＊	管内一円	通年	45　頭 (R6.4.1～R6.12.31)	全頭陰性
腐蛆病検査	蜜蜂	増毛町、苫前町、遠別町、天塩町	８～９月	６　戸　795　群 （細密検査：282　群）	全群陰性

＊全月齢で特定症状又は特定症状以外の BSE を否定できない症状を有する牛（診療獣医師が判断）

６　令和６年次 監視伝染病の発生状況(留萌・全道)

区分	畜種	病名		留萌 R6.12月末時点		北海道 R6.11月末時点	
				戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
法定伝染病	牛	ヨーネ病		4	13	248	982
	山羊					2	2
	めん羊	伝達性海綿状脳症				1	1
	鶏	高病原性鳥インフルエンザ				2	3
	鶏	高病原性鳥インフルエンザ（疑似患畜）				2	64,218
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢	（真症）	1	1	17	38
			（疑症）			5	7
		牛伝染性リンパ腫（旧牛白血病）	（真症）	16	26	227	663
			（疑症）			1	1
		牛伝染性鼻気管炎				1	5
		牛丘疹性口内炎				1	1
		破傷風	（疑症）			4	4
		サルモネラ症	（真症）	3	3	51	205
			（疑症）			1	1
		ネオスポラ症				1	1
	馬	馬鼻肺炎				16	25
	豚	豚丹毒				7	11
		豚流行性下痢	（疑症）			1	2
	鶏	鶏伝染性気管支炎				2	13
	蜜蜂	バロア症		3	101	28	897
		チョーク病		1	4	24	447
	犬	レプトスピラ症	（疑症）			1	1

７　令和６年度　市場上場牛等のヨーネ病検査日程

☆検査対象：**採血日において６か月齢以上の牛**（必ず月齢をご確認ください）

☆必要書類：① ヨーネ病抗体検査依頼書

② 病性検定診断申請書

③ ヨーネ病自主検査料補助金交付申請書

④ ヨーネ病自主検査牛採材証明書

※③及び④は公益社団法人　北海道家畜畜産物衛生指導協会が行うヨーネ病自主検査料補助金交付事業を申請する場合に必要です。

南北海道肉牛市場　開催日	採血期間	**受付締切日（当所必着）**
令和７年（2025年）　３月　１２日（水），　１３日（木）	２月　　１７日（月）　～　２５日（火）	**２月２５日（火）**
４月　　未定	３月　　１７日（月）　～　２５日（火）	**３月２５日（火）**

８　令和６年度　防疫演習の実施報告

令和６年（2024 年）10 月７日に留萌市の留萌合同庁舎において、特定家畜伝染病発生に備えた防疫演習を実施しました。

本演習では、防疫衣の着脱訓練を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザ発生時に防疫作業に従事した派遣者（北海道職員）の体験談を通して、実際の防疫作業の状況や従事する場合の備え等の防疫対応について共有を図りました。

演習後のアンケートでいただいたご意見やご助言を今後の防疫演習に活かし、管内の防疫体制維持に努めてまいります。演習にご参加いただきました皆様に改めて御礼申し上げます。

特定家畜伝染病発生時には、北海道並びに市町村職員、畜産関係団体等の関係機関の皆様と連携した迅速な対応が重要となりますので、引き続き、家畜防疫のためにご協力をお願いします。

防疫衣の着脱

派遣者の体験談

派遣者の体験談では、派遣者２名の方に防疫作業時の内容や苦労等の話をしていただき、アンケートでも、派遣体験談のリアルな実情や親身のアドバイスがよかったと回答いただきました。

防疫作業への従事及び本演習で派遣時の経験をお話しいただき、感謝申し上げます。

９　第 72 回家畜保健衛生業績発表会

令和６年 10 月 10 日に札幌市で第 72 回家畜保健衛生業績発表会が行われ、全道 14 の家畜保健衛生所から伝染病発生時の防疫対応や試験・調査から得られた知見について 17 題の発表があり、当所からは以下の演題を発表しました。

「管内一地域で継続的に発生した牛ウイルス性下痢への対応について」（発表者：酒井獣医師）

牛ウイルス性下痢（ＢＶＤ）は、呼吸器症状、下痢、異常産や繁殖障害等により生産性を阻害する疾病ですが、検査による持続感染（ＰＩ）牛の摘発、適切なワクチンプログラム等の実施により対策できる疾病の１つです。

ＢＶＤ対策を講じている管内一地域で、ＢＶＤの発生が継続した要因として、公共牧場入牧前のＢＶＤウイルス遺伝子検査で陰性と判定されたＰＩ牛が入牧したことが示唆され、検査材料中の血清タンパク等のＰＣＲ阻害物質が影響を及ぼしていると推察し、当所における検査方法の変更や牛の妊娠期にも接種可能なＢＶＤ生ワクチンを組み合わせたワクチンプログラムの見直しといった新たな取り組みを行いました。

今後も産業動物医療に役立てるように地域と協力しながらＢＶＤ対策を継続していきます。

10　飼養衛生管理基準（定期報告）のお知らせ

家畜伝染病予防法第 12 条の４により、家畜の所有者は飼養衛生管理基準を遵守し、毎年２月１日時点の家畜の飼養状況について、定期報告書により管轄の都道府県知事へ報告することとなっています。

市町村ごとに定める提出期限を遵守し、定期報告の提出をお願いします。

対　象

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、イノシシ、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう（エミュー）を１頭羽以上飼養している方（ペット等である場合を含みます）

内　容　（２月１日時点）

①　家畜飼養状況（※１）
②　飼養衛生管理者（※２）
③　飼養衛生管理基準自己点検表等

① ② ③ は毎年、提出してください

④　衛生措置を図示した農場図面
⑤　飼養衛生管理マニュアル及び消毒等の手順書

④ ⑤ はすでに家畜保健衛生所に提出済みで、内容に変更がなければ、毎年、提出する必要はありません

※１　年間の飼養頭数が大幅に変動する場合は最大飼養頭羽数（夏季預託等）

※２　大規模農場は畜舎ごとの管理者（自由様式）、それ以外の農場は飼養衛生管理区域ごとの管理者

11　令和６年度留萌ＢＳＥ検査室　検査状況について

今年度から国内のＢＳＥ検査基準を定める省令等が改正され、ＢＳＥ検査の対象となる死亡牛の届出が一部変更されました。

昨年度までは、96 か月齢以上の死亡牛については、死因に関わらず全て検査対象となっていました。しかし、今年度からは、全ての月齢で、生前に特定症状もしくは確定診断のついていない進行性の神経症状が見られて死亡した牛が対象となっています。

〇検査の状況

１．検査頭数が減少

96 か月齢以上の死亡牛は全て検査するという基準が撤廃されたことから、昨年度までの検査頭数の約 25%となっています。また、道内の牛飼養頭数の減少や、病気で死亡する前の健康な内にと畜される牛の増加等により、死亡牛自体が減少していることも検査頭数減の要因と思われます。

２．ほぼ全てが乳用牛

昨年度までは全検査数の 15%前後を肉用牛が占めていましたが、そのほとんどがＢＳＥに関連しない 96 か月齢以上での死亡牛でした。そのため月齢基準が撤廃された今年度から、検査対象となる肉用牛がほとんど見られず、検査対象のほぼ全てが乳用牛となっています。

３．若齢死亡牛の検査

旧基準では検査対象が 48 か月齢以上の起立不能牛等だったため、48 か月齢未満の死亡牛は検査してきませんでした。今年度からは月齢制限の撤廃により、そうした若齢の死亡牛も検査を行うようになり、全体の 25%ほどを占めています。病因としては坐骨・橈骨・閉鎖神経麻痺が多く見られています。

R6検査頭数	4月※	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
乳用牛	41	18	12	18	23	17	21	13	10	173	
肉用牛	7						1			8	
計	48	18	12	18	23	17	22	13	10	181	昨年度総計
(昨年度)	85	75	73	85	92	89	83	65	81	728	963

※4月の内、乳用牛20頭・肉用牛7頭は、3月末に死亡し4月に検査をした旧基準の死亡牛

〇飼養者のみなさま

・今年度からこれまでは対象でなかった、48 か月齢未満の死亡牛でもＢＳＥ検査「要」となるものがありますので、若齢の死亡牛であっても、死亡獣畜処理指示書の検査要否をよく確認願います。

・死亡獣畜処理指示書に検査の要否が記載されていなければ、運搬業者の集荷前に発行獣医師に確認をお願いします。

〇獣医師のみなさま

・農場での死亡獣畜処理指示書の発行時に、ＢＳＥ検査の要否のチェックや、要検査時の「症状又は疾患」名の余白への記載が抜けている事例が未だ散見されています。死亡牛の円滑な集荷運搬、ＢＳＥ検査実施への大きな障害となっていますので、正確な記載をよろしくお願いします。

北海道留萌家畜保健衛生所	北海道留萌家畜保健衛生所ＢＳＥ検査室
〒０９８－３２１７　天塩郡幌延町元町６番の５	〒０９８－３３１１　天塩郡天塩町ウブシ５３２４－１
電　話：０１６３２－５―１２２６（休日、時間外は転送）	電　話：０１６３２－９－３５１５
ＦＡＸ：０１６３２－５－１１６５	ＦＡＸ：０１６３２－９－３７１１１